

資料 1－1 議案第 244 号

8 板土み第 122 号

東京都板橋区都市計画審議会

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について付議する。

令和 8 年 9 月 8 日

東京都板橋区長 坂 本 健
（公印省略）

記

東京都市計画公園第 8・3・40 号 加賀史跡公園の変更について（板橋区決定）

理由

史跡の保全・活用や歴史・文化の継承を目的とした公園整備を推進するため、公園を追加する。